

保護者の皆様へ

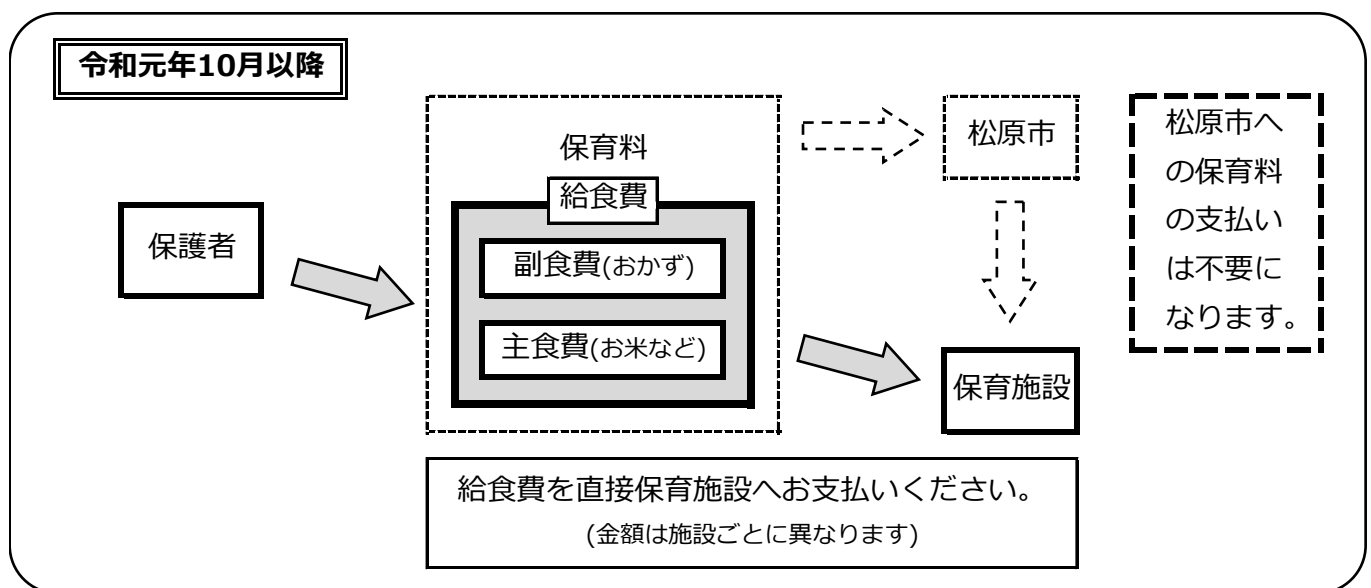
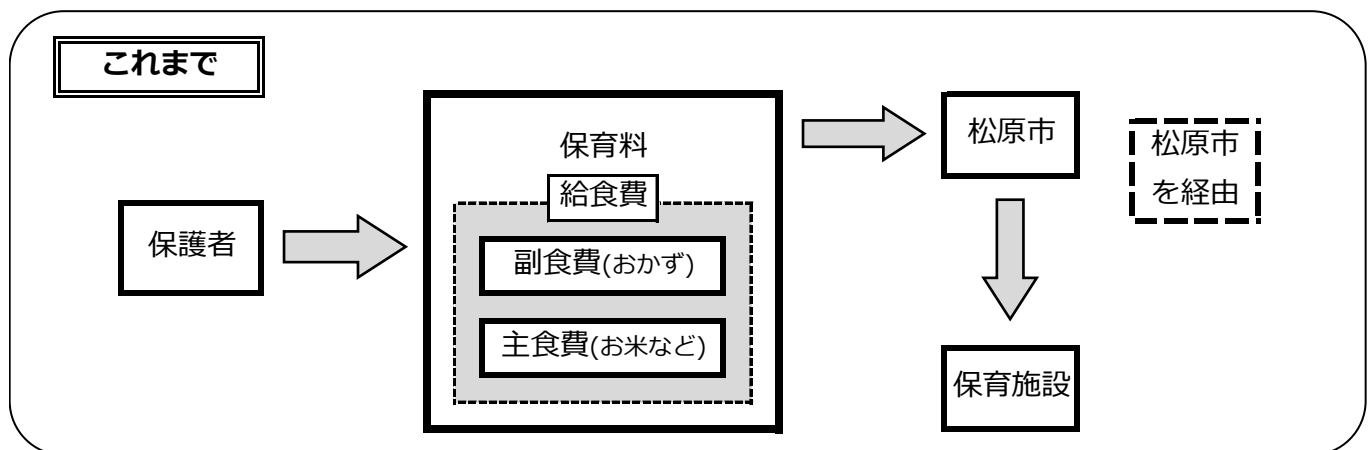
松原市子ども未来室

## 幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の取扱いについて

令和元年10月から、3歳児～5歳児の児童については、保育料が無償化となり、**市町村にお支払いいただく必要がなくなります。**（**延長保育料や実費徴収分などは対象外**です。これまで通り保育施設へお支払いください。）

なお、これまでは保育施設の給食の材料にかかる費用(給食費)については、市にお支払いいただいた保育料の中から、松原市を經由して保育施設にお支払いしていましたが、**令和元年10月以降は直接保育施設にお支払いいただく形になります。**

**（0歳児～2歳児の給食費はこれまで通り保育料に含まれます。）**



※市町村民税所得割額によって、給食費が軽減される場合があります。税額が不明の場合、軽減ができませんので、未申告の場合は、至急申告をしてください。なお、軽減世帯へは後日通知いたします。

問合せ先  
子ども未来室入所係  
072-334-1550(代表)